

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

令和5年9月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ジュニアオートサービス (法人番号: 5011802014215) 代表者 田口 友貴
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区一ツ家3-26-16 (千葉営業所) 千葉県富里市七栄526-85
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月4日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和5年10月3日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 中村運輸機工
	代表者名 中村 雅浩
	東京都大田区東糀谷1-19-14
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都大田区東糀谷1-19-14
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分50日車
(5) 主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和4年10月26日及び同年11月17日監査を実施。12件の違反が認められた。</p> <p>(1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(2) 乗務等記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(3) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(4) 運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項）</p> <p>(5) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(6) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(7) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条第1項）</p> <p>(9) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</p> <p>(10) 運行管理者の解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条）</p> <p>(11) 事業計画（車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(12) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 35点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 35点